

阿智村賃貸住宅建設支援金交付要綱

令和 2 年 2 月 25 日
告示第 14 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、村内に賃貸住宅を建設する個人又は法人に対して、賃貸住宅建設支援金(以下「支援金」という。)を交付することにより、賃貸住宅の建設を促進し、村内への定住を図ることを目的とする。

(対象住宅)

第 2 条 この要綱において賃貸住宅とは、次の各号のいずれにも該当するものをいう。

- (1) 1 棟 4 戸以上の新築であるもの
- (2) 1 棟の全ての戸において賃貸契約を締結するもの
- (3) 1 戸ごとに 25 平方メートル以上の居住専用床面積があるもの
- (4) 1 戸ごとに上水道、下水道(農業集落排水施設又は浄化槽を含む。)、玄関、水洗トイレ、浴室、台所が設けられているもの
- (5) 地元の同意を得た建設工事であること。
- (6) 次に掲げる建築物ではないこと。
 - ア 公共事業等による移転補償を受けて建設するもの
 - イ 臨時的に建設するもの
 - ウ 組立式仮設住宅
- (7) 建築基準法関係法令の基準に適合するもの

(支援金対象者)

第 3 条 この要綱において支援金の交付を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、村内に賃貸住宅を新築する個人又は法人で、次の各号に掲げる全ての要件を備えているものとする。

- (1) 本人又は同居の親族(法人にあってはその法人)に、市区町村に納付又は納入すべき税、使用料及び負担金に未納がないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員でないこと。
- (3) 破壊活動防止法(昭和 27 年法律第 240 号)第 4 条に規定する暴力主義的破壊活動を行う団体等に所属していないこと。
- (4) 宗教法人法(昭和 26 年法律第 126 号)第 2 条に規定する宗教団体でないこと。

(支援金の額)

第 4 条 支援金の額は、次の各号に定める額とし、賃貸住宅建設に要する費用のうち、用地購入費、外構工事費等を除く住宅本体の建設工事費を対象経費とする。

- (1) 補助率は、対象経費の 10 分の 1 以内とし、1 戸当たり 100 万円を限度とする。
- (2) 賃貸住宅を村内事業者との請負契約により建築工事を施工した場合、又は、建築に係る 2 業種以上で村内事業者が工事を施工し、その工事費が本体工事費の

10 分の 1 以上かつ 1 業種につき 30 万円以上の場合は、限度額を 1 戸につき 10 万円加算する。

- 2 前項により算出した支援金の額に 1,000 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(支援金の認定申請)

第 5 条 対象者は、賃貸住宅の建設に着手する前にあらかじめ、賃貸住宅建設支援金交付認定申請書(様式第 1 号)に、次の各号に掲げる書類を添えて、村長に提出しなければならない。

- (1) 基本計画書(様式第 2 号)
- (2) 建設工事の見積書の写し
- (3) 建設場所の位置図
- (4) 建物平面図、立面図及び配置図
- (5) 工事着工前の現況写真
- (6) 宣誓書(様式第 3 号)
- (7) 地元の同意書
- (8) 建築基準法の規定による確認済証の写し
- (9) その他村長が必要とする書類

(認定及び内定の通知)

第 6 条 村長は前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、適当と認めるときは、賃貸住宅建設支援金交付認定及び内定通知書(様式第 4 号)により対象者に通知するものとする。

- 2 村長は、前項の決定に当たり条件を付することができる。

(変更・中止の承認申請)

第 7 条 支援金交付認定及び内定の通知を受けた者(以下「交付認定者」という。)が、認定申請書の内容を変更しようとするときは、賃貸住宅建設支援金変更・中止承認申請書(様式第 5 号)にその内容が確認できる書類を添えて村長に提出しなければならない。

- 2 村長は、前項の変更・中止申請を承認したときは、賃貸住宅建設支援金変更・中止承認決定通知書(様式第 6 号)により交付認定者に通知するものとする。

(支援金の交付申請)

第 8 条 交付認定者は、事業完了後速やかに、賃貸住宅建設支援金交付申請書(様式第 7 号)に、次の各号に掲げる書類を添えて、村長に提出しなければならない。

- (1) 建設工事請負契約書の写し
- (2) 建設工事代金領収書の写し
- (3) 建物登記簿謄本の写し
- (4) 建物平面図、立面図及び配置図
- (5) 完成後の写真(設備・外観)
- (6) 交付認定者が個人であるときは、世帯全員の記載のある住民票の写し及び世帯

全員の納税証明書

- (7) 交付認定者が法人であるときは、法人の登記簿及び法人の納税証明書
- (8) 建築基準法の規定による検査済証の写し
- (9) 住宅管理に関する書類（入居基準、賃貸借予定額、賃貸契約書ひな形）
- (10) その他村長が必要とする書類

(支援金交付の決定)

第 9 条 村長は、前条に規定する交付申請書を受理した時は、その内容を審査の上、速やかに交付の可否を決定し、賃貸住宅建設支援金交付決定(却下)及び額の確定通知書(様式第 8 号)により交付認定者に通知するものとする。

(支援金の請求)

第 10 条 前条の規定により支援金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」とする。)は、賃貸住宅建設支援金請求書(様式第 9 号)を村長に提出しなければならない。

(支援金の返還)

第 11 条 交付決定者又は対象住宅が次の各号のいずれかに該当すると認められたときは、村長がやむを得ないと認める場合を除き、当該各号に定めるところにより支援金の全額又は一部を返還しなければならない。

- (1) 虚偽その他不正な手段により支援金の交付を受けたとき、支援金の全額を返還しなければならない。
- (2) 支援金の交付内容又はこれに付した条件に違反したときは、支援金の全額を返還しなければならない。
- (3) 交付決定日から 10 年未満の間に当該賃貸住宅を財産処分又は住居以外の用途に変更したと認められるときは、次の表により算出した金額(算出した金額に 1,000 円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額)を返還しなければならない。

交付決定日からの年数	返還額
1 年未満	支援金の額の 100 分の 100
1 年以上 2 年未満	支援金の額の 100 分の 90
2 年以上 3 年未満	支援金の額の 100 分の 80
3 年以上 4 年未満	支援金の額の 100 分の 70
4 年以上 5 年未満	支援金の額の 100 分の 60
5 年以上 6 年未満	支援金の額の 100 分の 50
6 年以上 7 年未満	支援金の額の 100 分の 40
7 年以上 8 年未満	支援金の額の 100 分の 30
8 年以上 9 年未満	支援金の額の 100 分の 20
9 年以上 10 年未満	支援金の額の 100 分の 10

2 支援金の返還請求を受けた者は、当該請求額を村長が定める期限までに返還しなければならない。

(支援金の返還に係る承諾書)

第 12 条 交付決定者は、支援金の交付を受けるに当たり、第 10 条の規定による支援

金請求書の提出時に、連帯保証人 2 名の連署する賃貸住宅建設支援金の返還に係る承諾書(様式第 10 号)を提出しなければならない。

- 2 村長は、特別な事情があると認める者に対しては、前項の承諾書に連帯保証人の連署を必要としないこととすることができる。

(地位の承継)

第 13 条 交付決定者が、交付決定日から起算して 10 年未満の間に、次の各号のいずれかに該当し、当該各号に規定する者(以下「承継者」という。)に地位を承継する必要がある場合については、当該承継者は賃貸住宅建設支援金交付決定者の地位承継届(様式第 11 号)により、その承認を届け出なければならない。

- (1) 個人が死亡した場合は、その相続人
- (2) 法人が合併等をした場合は、合併等により設立された法人

- 2 村長は前項の規定による届出があったときは、その内容を審査の上、適当と認めるときは、地位承継承認通知書(様式第 12 号)により承継者に通知するものとする。

(住民登録及び自治会等加入の督促)

第 14 条 交付決定者は、当該住宅に入居する者に対して、本村に住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号)に基づく住民登録及び、当該住宅の所在地の地域活動へ参加するよう指導しなければならない。

(報告等)

第 15 条 村長は、交付決定者に対し、賃貸住宅の入居状況等について報告を求め、又は必要な助言若しくは指導を行うことができる。

(その他)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和 12 年 3 月 31 日限りその効力を失う。ただし、第 11 条及び第 13 条から第 15 条までの規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

附 則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の阿智村賃貸住宅建設支援金交付要綱の規定は、令和 7 年 4 月 1 日以降に第 5 条の規定による認定申請があった件について適用し、令和 7 年 3 月 31 日以前に第 5 条の規定による認定申請があった件については、なお従前の例による。